

大阪地裁総第 66 号

令和 6 年 2 月 2 日

山 中 理 司 様

大阪地方裁判所長 遠 藤 邦 彦



司法行政文書不開示通知書

令和 5 年 11 月 17 日付け（同月 20 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

口頭による訴えの提起（民事訴訟法 271 条）及び任意の出頭による訴えの提起等（民事訴訟法 273 条）について、簡易裁判所が当事者に教示する義務があるかどうかを大阪簡易裁判所において検討した際の文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1 の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して 3 か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話 06 (6363) 1281 (内線 4122)



大阪地裁総第 67 号

令和 6 年 2 月 2 日

山 中 理 司 様

大阪地方裁判所長 遠 藤 邦 彦



司法行政文書不開示通知書

令和 5 年 11 月 18 日付け（同月 20 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

口頭による訴えの提起（民事訴訟法 271 条）及び任意の出頭による訴えの提起等（民事訴訟法 273 条）に関する事務手続を定めた大阪簡裁作成の文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1 の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して 3 か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話 06 (6363) 1281 (内線 4122)

大阪地裁総第 68 号

令和 6 年 2 月 2 日

山 中 理 司 様

大阪地方裁判所長 遠 藤 邦 彦



司法行政文書不開示通知書

令和 5 年 11 月 16 日付け（同月 20 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

大阪地裁管内の簡易裁判所における、口頭による訴えの提起（民事訴訟法 271 条）及び任意の出頭による訴えの提起等（民事訴訟法 273 条）の件数が分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1 の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して 3 か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話 06 (6363) 1281 (内線 4122)